

給水装置工事に係る取扱要綱

平成16年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第5号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	3から4まで	1	3から4まで	1	2の次へ
	16から17まで	1	16から17まで	1	15の次へ
	53から54まで	1	53から54まで	1	52の次へ
	59から60まで	1	59から60まで	1	58の次へ
第2部	1から2まで	1	1から2まで	1	第2部目2の次へ
第3部	1から2まで	1	1から2まで	1	第3部目1の次へ
	9から10まで	1	9から10まで	1	8の次へ
参考資料	3から4まで	1	3から4まで	1	2の次へ
	7から10まで	2	7から10まで	2	6の次へ
	13から14まで	1	13から14まで	1	12の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

3. 給水方式

(1) 直結式給水

① 3階建てまでの直結給水

直結給水は、3階までとする。ただし、給水管の末端等から分岐して給水する3階建築物については、事前に水道局との協議を必要とする。

② 4から5階建てまでの直結給水

配水管最小動水圧が0.3MPa（3.0kgf/cm²）以上確保可能区域にある4から5階建てまでの建築物については、事前協議を行い管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」の基準に適合しているものに限り、直結給水を認めるものとする。

(2) 受水槽式給水

① 受水槽式給水としなければならない場合

ア 地上4階以上の建造物に給水しようとする場合。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

イ 病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも、給水の確保が必要な場合。

ウ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。

オ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

カ その他管理者が必要と認める場合。

② 共同住宅等の受水槽式給水の取扱

建築物の用途が住居である共同住宅等の場合、受水槽以下の給水設備が、管理者が別に定める「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」等の基準に適合している場合は、管理者がメーターを貸与し各戸検針を行うことがある。

(3) 直受併用式給水

3階までは直結、4階以上は受水槽式として併用の給水方式とすることができる。ただし管理者が別に定める「中層建築物直結給水取扱要綱」「受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱」の基準に適合している場合は、この取扱によるいずれかの給水方式を選択することができる。

4. 計画使用水量

(1) 計画給水量の算定

① 基本事項

ア 給水栓その他の用具の用途別使用水量とその同時使用率を考慮した水量または業態別使用水量等から、いずれかの適当な方法で求めるものとする。

イ 給水栓の標準使用水量

(ア) 口径13mm給水栓 12ℓ/分/栓

(イ) 1戸あたり 18ℓ/分/戸（アパート、団地等給水管等）

(ウ) 口径25mm以上給水栓 用途別使用水量とする。

ウ 計画給水量の算定に際し、当該取扱に記載のないものは、財団法人給水工事技術振興財団発行の手引きまたは空気調和衛生工学便覧等による。

② 直結式給水量

ア 給水栓数が31個以上または使用水量が家庭用と比較にならない営業用（一般用）等の同時使用率は、使用実態に合わせた明確な根拠で求めるものとする。

イ 1棟で玄関が共用の2世帯住宅建物で、各階に風呂を含めた1世帯の設備がある直結給水の場合は、各階ごとにメーターを設置することを原則として水量計算をする。

事情があって同一世帯とする場合は、各階ごとに同時使用給水栓数を求めた上、合計した給水栓数で使用水量を求める。

ウ 1階が店舗で2階に同一使用者の住居がある、店舗併存住宅の直結給水の場合は、全給水栓数をもとに同時使用給水栓数を求めることを原則とするが使用時間の実態が明らかに区分されるときは、住居部分と店舗部分のいずれか使用水量の多い方を、全体の使用水量とする。

(ア) 主として一般家庭の直結給水の場合

用途別使用水量×同時使用率栓数

(イ) 一般住宅の給水本管（共同管）の場合

1戸当り平均使用水量×戸数×同時使用戸数率

③ 受水槽式給水量

ア 受水槽への給水量は、直結式と異なり、使用時間、使用水量および受水槽容量を配慮したものでなければならない。

イ 受水槽への給水は、付近配水管に水圧変動、水衝作用等の影響を及ぼさないよう、給水管の口径、流入時間を十分考慮しなければならない。

ウ 受水槽への給水の用具は、ボールタップ、定水位弁などであるが、水衝作用を起こさないものを選定する。

エ 受水槽への給水量調節は、定流量弁、流入調整弁等を設置するものとする。

(イ) メーター接続寸法 (口径 75～150 mm)

a 寸法算出基準

- (a) 口径 75 mm 以上のメーター設置には、すべて逆止弁を設置する。
- (b) メーターのビクトリックジョイント部は、空き状態としパッキン厚さは無視する。
- (c) 予備代は算出上の寸法である。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	仕切弁 (b)	両フランジ短管 (f)	逆止弁 (e)	メーター (c)	両フランジ短管 (f)	短管 2 号 (i)	予備代 (g)
75	100	240	500	240	630	—	700	150
100	100	250	500	290	750	—	700	150
150	100	280	500	410	1,000	500	700	150

c 接続別寸法表 (単位 mm)

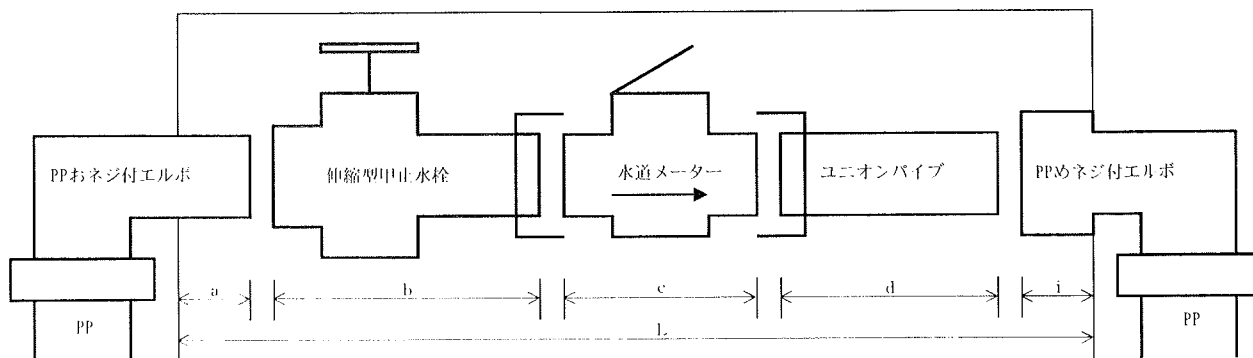
口径	メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置	
	$L = a + e + c + b + g$		$L = a + b + e + b + g$	
75	1,360	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,430	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
100	1,290	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,240	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
150	1,660	〃	1,360	〃

※ 口径 75 mm 以上の逆止弁は、JIS スイング式フランジ型とする。(水道用規格でないためフランジ穴指定が必要)

※ 口径 75 mm 以上の一次側仕切弁は、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁(ショート形)とする。(JWWA B 122)

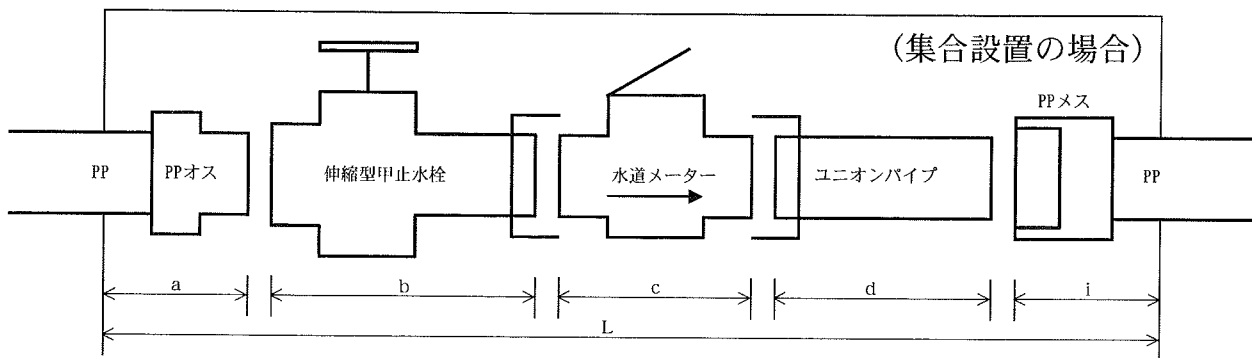
オ メーターおよび逆止弁設置配管標準図 (埋設屋外設置)

(7) 口径 13 mm～25 mm 1～2 階直結のメーター設置配管 (伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。)



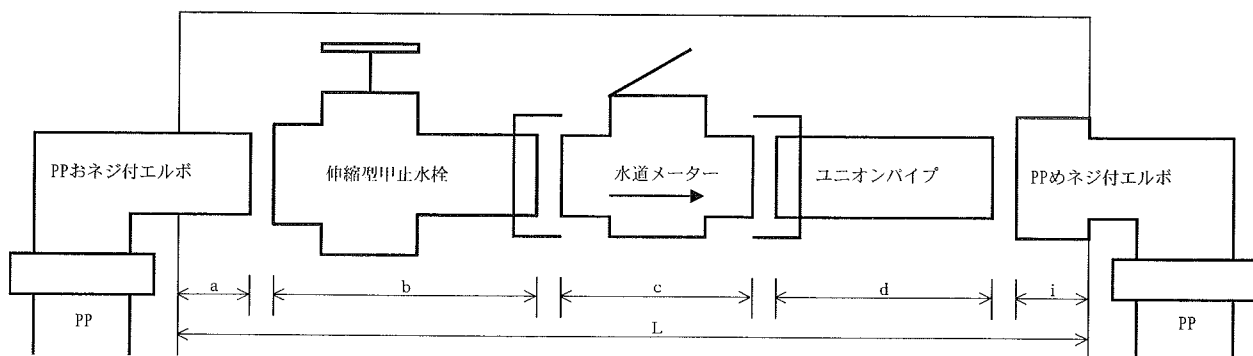
【取扱五】

(イ) 口径13mm～40mm 1～2階直結のメーター設置配管（B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

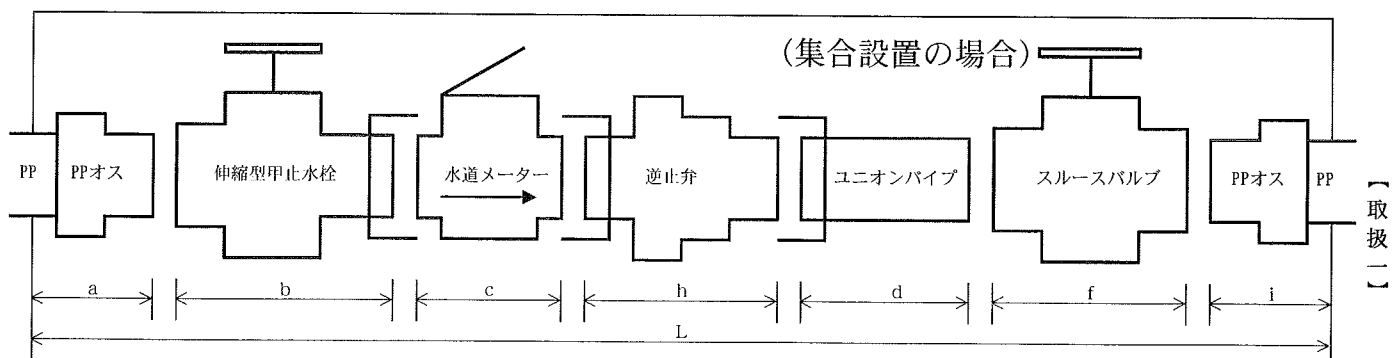


(ウ) 口径20mm～25mm 3階直結のメーター設置配管（伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。なお、B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

((イ)参照)



(エ) 口径20mm～25mm 4～5階直結メーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



⑥ 修繕工事

ア 基本事項

- (7) 指定事業者は、配水管の分岐から給水栓までの給水装置の修繕工事を、直接申込者から依頼を受けて施工することができる。
- (イ) 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼された時は、事前に水道局へ連絡すること。
- (ロ) 水道局は、配水管等の管理上必要と認める修繕工事について施工する。
- (エ) 修繕は、給水装置の破損、故障状況に応じ、その影響が甚大にならないよう、応急処置も含め、適確な方法で施工する。

イ 管種別の修繕

(7) 鋳鉄管の場合

- a 局部の穴あき、または分水栓の抜け出しなどは、木栓を打ち込み漏水修理用バンドで修繕する。
- b 輪ビリ状の破損も、原則として、漏水修理用バンドによる修繕とする。
- c 縦ビリ状の破損でバンド修繕できないものは、破損個所を切り管し修繕する。

(イ) ポリエチレン管の場合

- a 漏水修理用バンドによる修繕と、破損個所を切り管して一部を取替える方法がある。
- b 万力等で締め付けたり、折り曲げたりして一時断水して修理する場合は、管のつぶれた部分にMCユニオンを取付けて保護するなどの措置をとらなければならない。

(ロ) 鉛管または鋼管の場合

- a 穴あき状態の局部破損のときは、漏水修理用バンドで修繕する。
- b 破損個所を切り管して管を取り替える場合は、既設管との接続継手を管種に合わせ、適確なものを選定して修繕する。

ウ 断水を必要とする修繕

- (7) 出水量が多い場合は、速やかに水道局に連絡し、指示を受けること。
- (イ) 断水の判断は、水道局が行う。なお、作業に必要な指示は、状況に応じて水道局が行う。
- (ロ) 道路工事等で破損させた場合の修繕に伴う断水作業、給水装置工事で分岐工事の失敗などによる断水作業は水道局が仕切弁操作を行う。この場合、断水作業に係る費用は原因者の負担とする。
- (エ) 使用者および関係機関に対して、断水内容について事前に周知して施工する。場合によっては、運搬給水を行う。

エ 給水用具の修繕

- (ア) 給水用具および継手などの修繕は、その故障の状態に合わせ、用具全体の取替またはパッキン等の部品の取替など、適切な方法で行うこと。
- (イ) 用具類の修繕は故障の状態によっては、部品の取替で補修できるものが多いので、状態を十分に調べて施工する。

オ 凍結解氷

- (ア) 厳寒期にはメーターまでの給水管の凍結があるので、作業前に凍結箇所を確認すること。なお、メーターまでの地下凍結は水道局が対応する。
- (イ) 凍結により管や用具等の破損が考えられるので、通水後の破裂漏水に対応できるよう事前に止水栓等の位置と作動状態を確認すること。
- (ウ) 電気解氷器を使用する場合は、取扱説明書に従って状況を確認しながら行い、長時間の通電はしないこと。

カ 修繕費用

- (ア) 修繕に要した費用は、使用者または原因者の負担とする。
- (イ) 水道局は、次の修繕工事について、その費用を負担することがある。
 - a 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）に布設されている給水管の自然漏水を修繕する場合で、次に該当するもの（官公庁、法人および団地造成者所有の給水管を除く）。
 - (a) 主に生活用水に使用している口径25mm以下の給水管。
 - (b) 複数の使用者が、主として生活用水に使用している、口径40mm以上の共同給水管。
 - (c) 所有者が不明な給水管。
 - b 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における、所有者不明の残存管の分岐止めおよび切り離しなどの工事。

キ 修繕工事施工の届け出

- (ア) 修繕工事を施工した後は、「修繕工事報告書」により、すみやかに届け出ること。
- (イ) 特に屋内修繕を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、完了後7日以内に届け出なければならない。
- (ウ) 修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を完了後7日以内に届け出なければならない。
- (エ) 修繕工事に伴う使用水量の認定は水道局の基準に基づき行う。

⑤ 異形管類 (K形の場合)

名 称	記 号	名 称	記 号
二 受 T 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
三 受 十 字 管		さ し 受 片 落 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管		受 さ し 片 落 管	
曲 管		排 水 T 字 管	
継 輪		ラ ッ パ 管	
乙 字 管		栓	
短 管 1 号		離 脱 防 止 金 具	
短 管 2 号		不 断 水 割 T 字 管	

(注) A, S II 形等の場合は, それぞれの継手記号を用いて表すこと。

7. 給水装置工事設計審査

(1) 設計審査申請図書

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置所有者分岐承諾書
(個人等が所有する給水管から分岐して給水装置を設置する場合、工事申込書の裏面に承諾を得ること。)
- ③ 給水装置工事(設計)・使用 材料書
- ④ 水理計算書(当該取扱で提出を定めている工事の場合)
- ⑤ 給水装置工事設計図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 設計審査申請の承認通知

提出された給水装置工事申込書の設計審査申請に対し、審査の結果を給水装置工事承認通知書により7日以内に通知する。

8. 給水装置工事検査

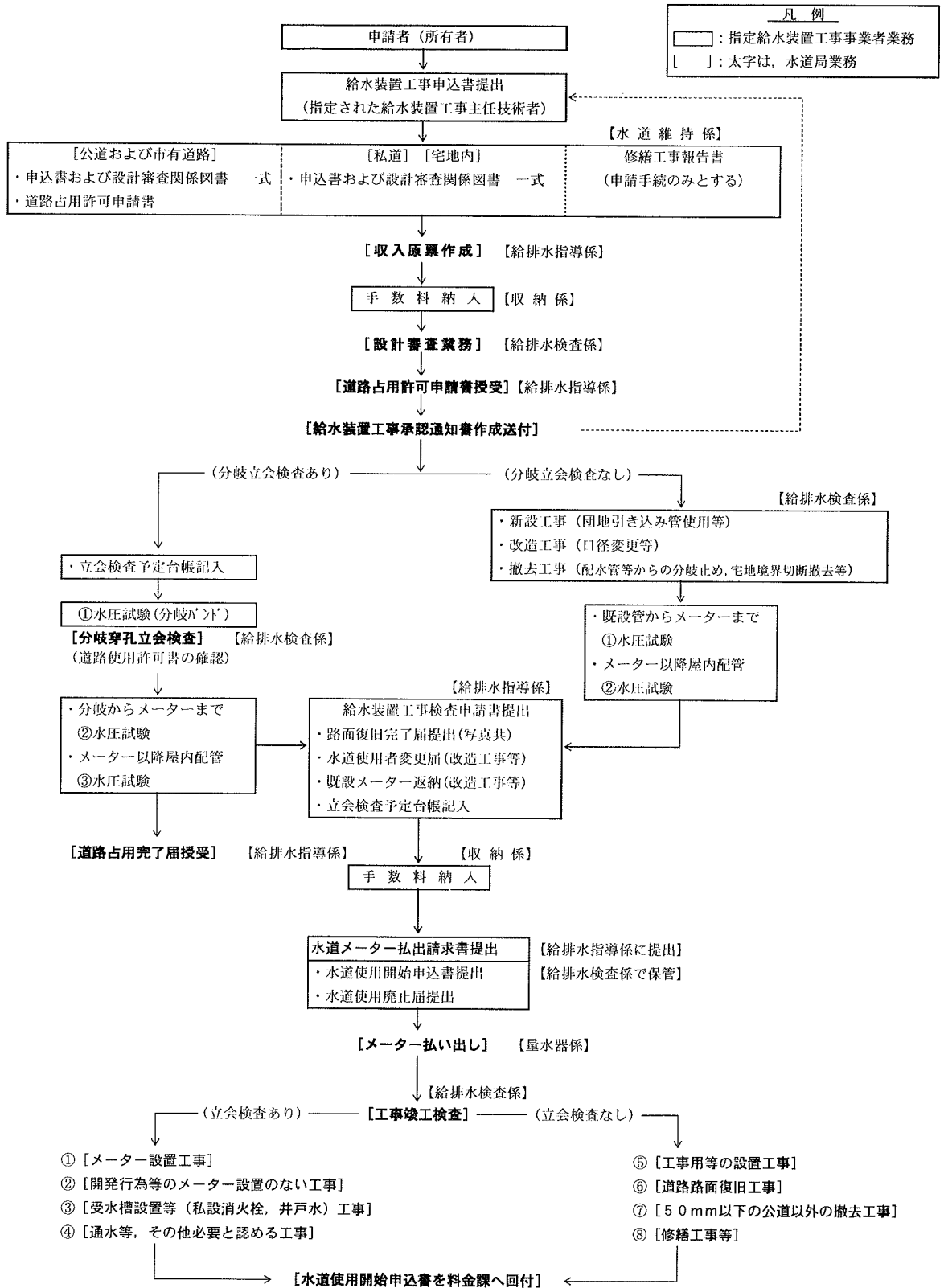
(1) 工事検査申請図書

- ① 給水装置工事検査申請書
- ② 給水装置工事 設計・(使用) 材料書
- ③ 給水装置工事竣工図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ④ 水圧試験記録表
- ⑤ 工事竣工検査表
- ⑥ 給水装置工事写真
 - ア 宅地内工事写真
 - イ 道路内工事写真
- ⑦ 路面復旧完了届
- ⑧ 道路占用工事完了届
 - ア 占用工事完了届
 - イ 届に添付する写真
- ⑨ その他必要と認める書類
 - ア 仕切弁情報台帳(口径50mm以上)
 - イ その他

第 2 部

1. 手続等業務のフロー

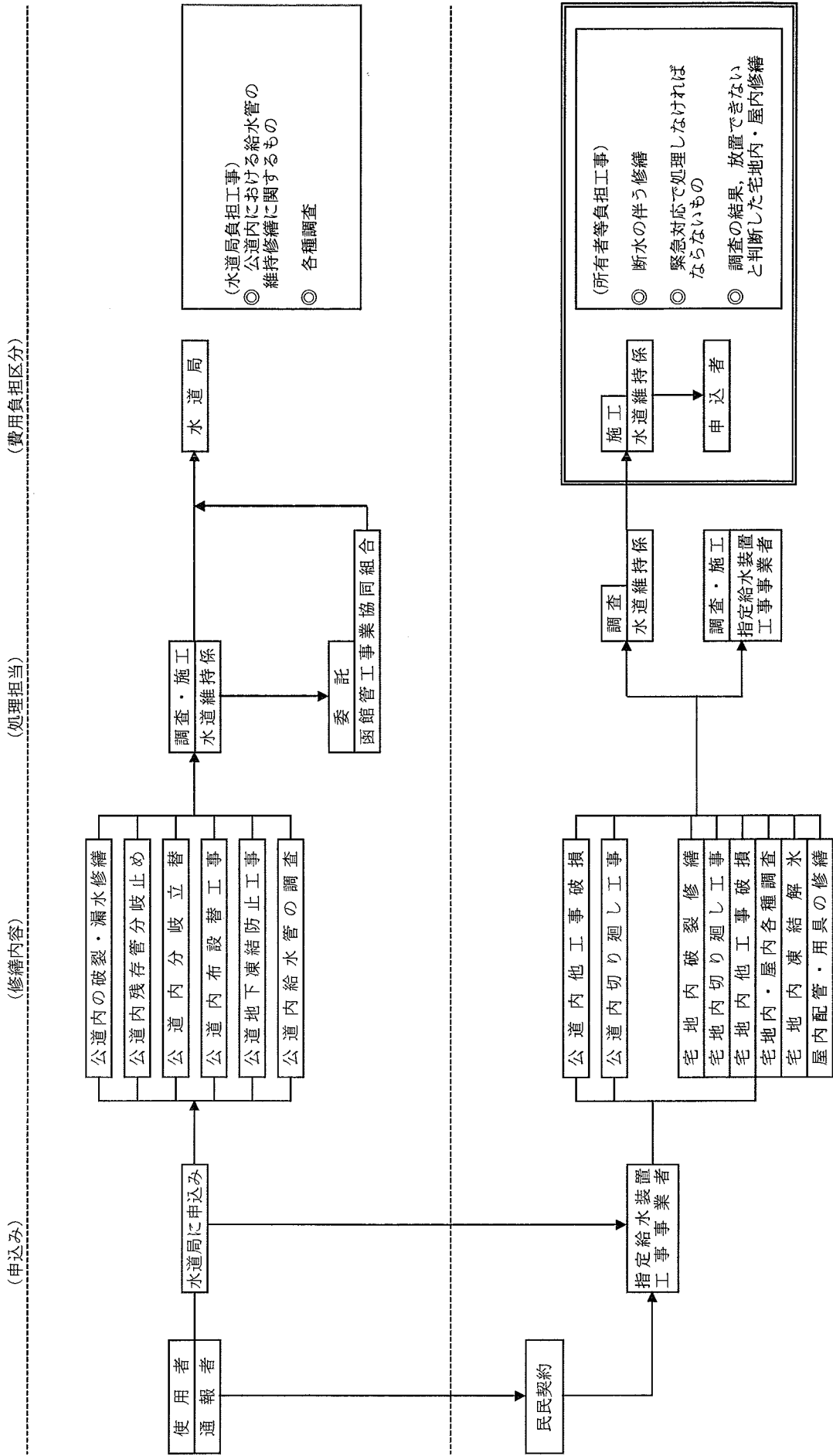
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



【取扱五】

(2) 修繕工事の基本フロー

指定事業者または水道局が行う修繕工事の全体の流れは、次のとおりである。



【11 参考】

第 3 部

1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合しないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

(1) 給水装置の構造および材質の法的基準（水道法施行令第5条）

- ① 配水管への取付口は、ほかの給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用水量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

※④、⑤、⑦は給水停止条件となる。

(2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する厚生省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

基準項目	解 説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ、破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されることを防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により、給水装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の要件となる。

2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。

参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
耐圧性能	すべての給水管および給水用具 (最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
浸出性能	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具 [適用対象の用具例] ○給水管 ○末端給水用具以外の給水用具 ・継手類 ・バルブ類 ・受水槽用ボールタップ ・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ○末端給水用具 ・台所用、洗面所用等の水栓 ・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器 ・浄水器、自動販売機、冷水器 銅合金を使用している給水用具などは、平成15年4月1日から施行される鉛に係る水質基準を満たすものでなければならない。
水撃限界性能	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。 なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁、減圧式逆流防止器、逆流防止装置内蔵型の給水用具
負圧破壊性能	バキュームブレーカー、負圧破壊装置内蔵型の給水用具、吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具 (ボールタップ付ロータンク、自動販売機、冷水器)
耐寒性能	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具 なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁等

【取扱四】

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ75～350 K形・SⅡ形(第3種) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5526) (JIS G 5528) (JIS G 5527)
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ75～350 K形 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5528)
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	SⅡ形の切管には 第1種使用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニールまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40×20 φ50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※使用制限については 次ページに記載
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁 (ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様		
コンクリート大・中丸管	函館市仕様		
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50 (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様		
ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	φ75~350	日本ダクタイル鋳鉄管協会規格
バルブ標示杭	函館市仕様	FRP製	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中(φ13, 20)・大(φ25)	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	φ13~25 (Aボックス使用) 各口径1個設置	メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:1個設置	KB-2ボックス用鋳鉄蓋 (逆止弁の通路設置用)
メーターボックスKB-2			
メーターボックスB-3	函館市仕様	φ13~40 φ13:4個設置 φ20:4個設置 φ25:3個設置 φ40:2個設置	
メーターボックスKB-3			
メーターボックスB-4	函館市仕様	φ13~50 φ13:6個設置 φ20:6個設置 φ25:6個設置 φ40:3個設置 φ50:1個設置	
メーターボックスT-1	函館市仕様	φ50, 75 各1個設置	
メーターボックスT-2	函館市仕様	φ50~150 各1個設置	
メーターボックスT-3	函館市仕様	φ150 1個設置	
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製 縞鋼板製, 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 (φ75~250) の使用制限について

- 次の仕切弁については、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁とする。
 - ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁
 - イ 開発行為等で道路上に設置する場合、通常全閉状態 (常鎖) として使用する箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁
 - ウ 配水本管 (φ300以上) からの分岐箇所や流量調整箇所等で、制御して使用することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

- 道路上に設置した弁については、水道局で透明フィルムのタグを弁きょうの等の蓋に取付け規格表示する。(施工年度, バルブ機種, 口径, 開閉方向等)

でない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。ただし、工事の申込みを取り消し、または工事を中止したときは、管理者の定めるところにより清算する。
- 3 第1項本文に規定する工事費の概算額の残額を指定の期限内に納入しないときは、申込者において工事の申込みを取り消したものとみなす。

(工事費の分納)

第11条 工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期等)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで管理者が当該給水装置の所有権を留保し、その間給水装置の管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納のときの措置)

第13条 管理者が施工した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定の期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により給水装置を撤去したときは、その給水装置を処分して、未納の工事費、撤去に要した費用及びその他の経費に充当し、なお、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくても、該当工事を施工することができる。

2前項の工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第3章 給 水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするとき、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第17条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 給水装置には、管理者が水道メーターを設置する。

(水道メーターの貸与)

第20条 水道メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水道利用者等に所有させることがある。

2 水道メーターの貸与を受けた者は、善良な注意をもって、管理しなければならない。

3 前項の規定による管理業務を怠ったために、水道メーターを亡失又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(届出の義務)

第21条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置所有者に変更があったとき。
- (2) 管理人又は代理人に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

第22条 削除

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防または消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第24条 水道利用者等は、善良な注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。

ただし、管理者が必要と認めるときは、市がこれを負担することがある。

3 第1項の管理業務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

第25条 水道利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 給水装置を管理者が別に定めるもののほか、器物又は施設と連絡して使用すること。
- (2) 水道メーターの設置場所に、検針、検査及び修繕の支障となる建築物、工作物又は物件を設置すること。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実質を徴収する。

(料金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金および手数料を軽減または免除することができる。

第 5 章 管 理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者または所有者が、第9条、第24条第2項または第28条の規定による工事費、修繕費または料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第29条または第36条の規定による給水量の計量もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれある器物または施設を連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、水道の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過 料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第19条、第29条、第36条または第38条の規定による水道メーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査もしくは給水の停止を拒み、または妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火栓を消防または消防の演習以外に使用した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補 則

(委 任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施工期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(函館市水道使用条例の廃止)

2 函館市水道使用条例(昭和12年条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(処分及び手続きに関する経過措置)

3 この条例施行前に、旧条例の規定によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和34年12月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年1月分から適用する。

附 則 (昭和36年10月31日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年11月分から適用する。

附 則 (昭和39年6月30日条例第17号)

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 (昭和40年6月30日条例第12号)

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 (昭和41年11月28日条例第28号)

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則 (昭和41年12月28日条例第51号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和43年5月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、第28条の改正規定は、昭和43年5月分から適用する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (昭和47年7月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、簡易水道事業の廃止に伴う改正規定の施行期日は、規則で定める。

附 則 (昭和48年12月1日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(概算料金の清算)

2 この条例による改正前の条例第32条第1項本文の規定に基づいて前納された概算料金は、昭和48年12月1日以後料金に充当し、また還付して清算する。

(料金等に関する経過措置)

3 昭和48年12月1日前において旧亀田市水道事業給水条例(昭和39年3月20日亀田市条例第13号。次項において「亀田市給水条例」という。)の規定に基づいて徴収すべき工事費、料金および手数料については、なお従前の例による。

(処分および手続に関する経過措置)

4 昭和48年12月1日前に、亀田市給水条例の規定に基づいてなされた承認、指定、認定その他の処分または請求、届出その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされた処分または手続とみなす。

附 則 (昭和50年8月30日条例第39号)

1 この条例は、昭和50年9月1日から施行し、水道料金および使用料に関する改正規定は、昭和50年10月分から適用する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年3月31日条例第16号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年12月23日条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和56年4月分として徴収する水道料金から適用し、昭和56年3月までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年12月20日条例第45号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、平成2年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月24日条例第19号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成4年5月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成4年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年12月22日条例第56号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、平成6年4月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月22日条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月27日条例第18号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成9年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月18日条例第69号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第34条第2項の規定は、平成10年4月1日以後の申請に係る設計審査または工事検査の手数料について適用し、同日前の申請に係る設計審査または工事検査の手数料については、なお従前の例による。

(給水装置の能力等)

第5条 給水装置の能力は、水栓の用途別使用水量に同時に使用率を考慮した水栓数を乗じて算定した所要水量または管理者が別に定める方法で算出した所要水量を確保できるものでなければならない。

2 水道メーター以下の給水管の口径は、水道メーターの口径と同じ口径またはそれ以下の口径でなければならない。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

第6条 削 除

(給水装置の構造および材質の基準)

第7条 給水装置の構造および材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準によるものとする。

第8条 削 除

(埋設深さ)

第9条 給水管の埋設深さは、地盤荷重、衝撃および凍結を考慮し、公道または公道に準ずる私道にあつては1.1メートル以上とし、その他にあつては80センチメートル以上としなければならない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第10条 削 除

(水道メーターの設置)

第11条 水道メーターは、各世帯(寮、アパート等において各世帯ごとに給水装置がついているものを含む。)ごとの給水装置に設置する。

2 水道メーターは、屋外で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水侵入のおそれのない場所に設置する。ただし屋外に適当な場所のないときは、屋内に設置することができる。

3 水道メーターは、給水せんより低い位置で、かつ、水平に設置する。

4 前3項の水道メーターの位置は、管理者が定める。

第12条および第13条 削 除

第3章 給水装置の工事および費用

(給水装置工事の申込みおよび承認)

第14条 条例第6条の規定により給水装置の新設、改造または撤去の工事の申込みをしようとする者は、第1号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、第1号様式の2の通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 条例第6条の規定による給水装置の修繕に係る工事の申込みおよび承認については、管理者が別に定める。

(指定の申請)

第14条の2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16号の2第1項の指定を受けようとする者は、法第25条の2第2項の規定により管理者に申請しなければならない。

(指定書の交付等)

第14条の3 管理者は、前条の指定をしたときは、第1号様式の3の指定書を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前条の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、給水装置の工事の事業の廃止を届け出たとき、または次条の規定による指定の取消しを受けたときは、直ちに前項の指定書を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、第1項の指定書を汚損し、または紛失したときは、管理者に再交付を申請することができる。

(指定の取消しおよび停止)

第14条の4 管理者は、指定事業者が法第25条の11第1項各号の一に該当するときは、同項の規定により法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、指定事業者に特別の事情があると認められるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(公 示)

第14条の5 管理者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(1) 法第16条の2第1項の指定をしたとき。

(2) 指定事業者から給水装置の工事の事業の廃止、休止または再開の届出があったとき。

(3) 指定事業者の指定を取消したとき。

(4) 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

(設計審査および工事検査)

第14条の6 条例第8条第2項の設計審査を受けようとする者は、工事施行前に第1号様式の申込書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

(1) 設 計 図

(2) 設計材料書

2 条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者は、第1号様式の4の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

(1) しゅん工図

(2) 使用材料書

(3) 水圧試験記録表

3 管理者は、前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求め、または同項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

4 管理者は、条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者に対し、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第36条第1号の規定により指名された給水装置工事主任技術者を当該工事検査に立ち合わせることを求めることができる。

(修繕の報告)

第14条の7 指定事業者は、給水装置の修繕の工事を施行したときは、第1号様式の5の報告書によ